

2024年11月18日

経済産業大臣 武藤 容治 様  
内閣府特命担当大臣（原子力防災） 浅尾 慶一郎 様  
原子力規制庁 原子力規制委員会委員長 山中 伸介 様

日本共産党島根県委員会  
委員長 上代 善雄  
日本共産党島根県議団  
団長 尾村 利成

## 島根原発についての申し入れ

中国電力は12月に島根原発2号機を再稼働しようとしています。

2号機の再稼働にあたって、県政の主人公である県民の合意はありません。県民の命と安全を守る避難計画はできておらず、核のごみの処理方法も確立されていません。原発再稼働など論外であります。

福島原発事故から13年。福島事故は人々の幸せとふるさとを奪い去りました。

今年1月の能登半島地震、迫り来る南海トラフ地震をはじめ、頻発する地震に対し、県民の不安は高まっています。

科学者は「日本列島は地震の活動期に入った」と警告しており、島根原発直下には140キロもの活断層（宍道断層、鳥取沖断層）が走っています。大地震が発生し、島根原発で事故が起きたら、美しい水の都・県都消失は避けられません。

住民の避難計画についても、医療・福祉関係者からは「大雨や地震に原発事故が重なれば大変なこととなる。マンパワーも足りない」「病気の人や高齢者にとって移動（避難）すること自体、命の危機につながる」との悲痛な声が出されています。

中国電力は度重なるトラブル、不祥事を繰り返しています。本年4月のタービン建物内での火災に続き、9月7日、またもや火災を発生させました。この20年間で8度目の火災を起こしており、適切な管理体制など全くできていません。安全神話に浸かりきっている中国電力に島根原発を動かす資格はなく、県民の願いは、原発のない安全・安心の島根をつくることです。

私たちは、何よりも命と安全を最優先するため、危険な島根原発2号機を再稼働しないよう強く求めます。

以上の点を踏まえ、下記事項を要請します。

### 記

1. 島根原発2号機の再稼働をしないこと。
2. 「原則40年、最長60年」と期間を定めた原発の運転期間を削除し、老朽原発を酷使する方針は撤回すること。山口県上関町の間蔵貯蔵施設建設計画をはじめ、核燃料サイクル政策からの撤退を決断すること。
3. 原子力規制委員会設置法第1条では、規制委員会は「事故防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」と規定されている。事業者の虜にならなず、中国電力を厳正に指導、監視すること。
4. 中電、協力会社の社員に対し、①福島事故、能登半島地震の教訓、②原発事故が国民の生存権、幸福追求権、財産権、居住権など基本的人権を奪った事実など安全教育を徹底的に実施させるなど「安全に対する意識改革」の徹底を求め、原発安全神話からの決別を図らせること。
5. 島根原発2号機でのプルサーマル運転は行わないこと。プルサーマル運転について住民への丁寧な説明責任を果たすこと。
6. 現行の避難計画は、入院患者は事故時、山陽3県、四国、関西の病院へ転院させられる冷酷な計画と言わざるを得ない。能登半島地震は、地震・津波などの自然災害と原発事故が同時に起きる原発震災、複合災害時の避難が難しいことを実証した。不安を抱いている県民の声をより丁寧に聞くとともに、現行の避難計画の実効性について再検証すること。
7. 自分が生み出す核廃棄物の後始末ができない原発は完成した技術とは言えない。島根原発2・3号機をはじめ、全国の原発稼働に向けたあらゆる活動を断念すること。